

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp> 詳しくは、トップページ検索欄に「広報ID番号」を入力して検索してください。
本冊子の様式1～様式4及び納期の特例申請書は盛岡市公式ホームページからもダウンロードができます。

◎給与所得に係る特別徴収について [広報ID 1000490]

1 特別徴収とは

給与所得者の個人市民税・県民税・森林環境税(以下「市・県民税」という。)納税の便宜を図るために地方税法及び市税条例の規定によって、給与所得の市・県民税の総額をの12分の1(6月から翌年5月まで)の税額を毎月の給与が支払われる際に徴収して、事業所ごとに一括して納入していただく制度をいいます。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払をする際に所得税を源泉徴収する義務がある事業所等を、市税条例によって特別徴収義務者に指定します。

特別徴収義務者に指定された事業所等は、市から送付された特別徴収税額決定(変更)通知書により、納税義務者(従業員)の毎月の給与から徴収した税額を、翌月の10日までに金融機関から納入書で納付するか、エルタックスでの電子納税により納付します。

また、同封の「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定(変更)通知書(納税義務者用)」については、各納税義務者にお渡しください。

3 特別徴収する人(納税義務者)

令和8年1月1日現在盛岡市に住所がある方で、現在も引き続き給与の支給を受けている人です。

※1月2日以後に転出された方でも、令和8年度の市・県民税は盛岡市に納付することとなります。

4 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申し出

納税義務者に給与以外の所得(営業、農業、不動産、配当など)がある場合には、原則として給与所得に合算して特別徴収をすることとなります。ただし、月割額が給与支給額を上回ってしまうなどやむを得ない事情と認められる場合には、普通徴収とすることができますので、お早めに御連絡ください。

5 月割額の徴収

同封の「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月割額を記載してありますので、毎月の給与(6月から翌年5月まで)から徴収してください。なお、年税額が6,000円(均等割額・森林環境税)以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額徴収となります。

6 特別徴収税額の変更

給与の特別徴収税額の通知後に税額が変更になった場合は、特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)を送付しますので、変更通知書に記載されている月割額で徴収してください。同封された特別徴収税額変更通知書(納税義務者用)は、納税義務者にお渡しください。

◎特別徴収税額の納期の特例 [広報ID 1000491]

1 特別徴収税額の納期の特例とは

特別徴収義務者で次の条件に該当する場合は、毎月納入ではなく年2回で納入することができる制度です。

○ 納期の特例を受けることができる条件

- ・従業員の数が常時10人未満であること。
- ・個人住民税の滞納、納入の遅納がないこと。(やむを得ないと認められる場合を除く。)

○ 納期の特例を適用した場合における納期

- ・前期分(6月分から11月分まで) 12月10日
- ・後期分(12月分から翌年5月分まで) 翌年6月10日

2 手続き方法

「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。申請書を審査したうえで、後日可否決定通知を送付します。

◎住民税の税率と非課税基準

1 税率

均等割	市民税3,000円	県民税2,000円	(課税対象者に対して定額)
所得割	市民税6%	県民税4%	(課税所得金額に対して定率)
森林環境税(国税)	1,000円		(課税対象者に対して定額)

○ 均等割額について

岩手県では、森林環境保全への利用を目的として、平成18年度から「いわての森林づくり県民税」を導入しています。均等割県民税の2,000円は、地方税法に規定されている均等割額(1,000円)に「いわての森林づくり県民税」分として、1,000円が加算されています。

○ 森林環境税について

国では、森林の整備促進のため、令和6年度から「森林環境税」を導入しています。均等割県民税額・市民税5,000円に「森林環境税」1,000円が加算されています。

2 均等割・所得割の非課税基準 [広報ID 1049662]

当市では、所得金額が次の計算式により求められる金額以下の場合、均等割額および所得割額が非課税となります。(被扶養者加算は、配偶者控除・扶養控除対象者がいる場合に加算)

○均等割非課税 $315,000円 \times 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 189,000円(被扶養者加算)$

○所得割非課税 $350,000円 \times 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 320,000円(被扶養者加算)$

※「所得金額 < 所得控除額」の場合も所得割非課税となります。

※「被扶養者」の人数は、同一生計配偶者と扶養親族の合計人数となります。

○人的非課税 障がい者、未成年者(平成20年1月3日以後出生：既婚者を除く。)、ひとり親又は寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人。

3 所得割の調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する納税義務者の「税引後所得金額」が、非課税基準の金額を下回らないように税額を減ずる調整措置です。

※ 算出した金額が0円やマイナスになった場合は該当しません。

控除額 $350,000円 \times 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 320,000円(被扶養者加算)$
- (総所得金額等-算出所得割額)

◎給与所得者異動に伴う各種届出書の提出について

【様式1】特別徴収に係る給与所得者異動届出書 [広報ID 1014797]

納税義務者が退職・転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を異動が発生した翌月の10日(必着)で提出してください。

異動届出書の提出が遅れますと、納入額と通知月割額が一致しないために特別徴収義務者あてに督促状が発付されたり滞納処分を受けたりする場合があります。また、未徴収税額が納税義務者にまとまって請求されて大きな負担にもなりますので、速やかに提出していただきますよう特に御注意ください。

また、退職して海外に出国する方や、外国人の従業員が帰国する場合は、できるだけ一括徴収に御協力をお願いいたします。一括徴収しない場合は、納税管理人(納税通知書(納付書)などを本人に代わって受け取り、市税を納付する方)の選定が必要です。(詳しくは市民税課までお問合せください)

【様式2】特別徴収への切替依頼書 [広報ID 1014796]

新規採用等の方から特別徴収への切替希望の申し出があった場合には、「特別徴収への切替依頼書」を翌月の10日(必着)で提出してください。なお、切替依頼書到達時に普通徴収の納期限が過ぎている分は、特別徴収に切り替えることができませんので御了承ください。納税通知書が無い場合は、分かる項目を記入してください。

特別徴収への切り替えを希望する方に、普通徴収の納税通知書の有無の御確認をお願いします。

◎給与の特別徴収義務者の変更に伴う届出書について【広報ID 1014795】

【様式3】特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者の所在地又は名称、連絡先電話番号に変更があった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。特別徴収義務者が合併等により消滅する場合は、この様式を使用せず、給与所得者異動届出書【様式1】を新会社への「転勤」という形で提出してください。

◎退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収【広報ID 1000492】

1 特別徴収義務者・納入先

退職所得にかかる市民税・県民税は、他の所得とは分離して税額を計算し、退職手当等が支払われる際に支払者が特別徴収します。納入先は、1月1日現在（退職した日の属する年）の退職者の住所登録地市区町村となります。

2 課税されない人

死亡退職の場合は、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。また、1月1日現在（退職した日の属する年）で生活保護を受けていた場合も課税されません。

3 納入方法

納入書により退職手当等が支払われた翌月10日までに納入してください。納入金額を納入書表面「退職所得分」に記入します。

また、特別徴収義務者が法人の場合は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」に個人別内訳を含めて必要事項を必ず記入してください。（納入対象者が3名以上の場合は、「【様式4】退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書」を提出してください。）

4 退職所得に係る申告

【様式4】退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書【広報ID 1014791】

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書裏面は記入せず納入対象者が1人のみでも「【様式4】退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書」に記入のうえ、市民税課に提出してください。

なお、令和8年1月1日以後に退職手当等を支給した全ての受給者の「退職所得の特別徴収票（源泉徴収票）」は税制改正により当面の間、提出が不要になりました。

5 税率 退職所得税率 市民税 6% 県民税 4%

6 計算方法

- ① 対象者の勤続年数から、退職所得控除額を計算します。
（勤続年数については、1年未満の端数は切上げします。）
 - ・勤続20年以下 40万円 × 勤続年数（80万円未満は80万円）
 - ・勤続21年以上 80万円 + (70万円 × (勤続年数 - 20年))※ 障がい者となったことで退職した場合は、100万円を加算。
- ② 退職所得金額を計算します。
 - ・退職所得 = (退職手当支給額 - 退職所得控除額) ÷ 2 （千円未満切捨て）
 - ※ 特定役員は支給額から控除額を引いた金額が退職所得。
 - ・退職所得 = 150万円 + (退職手当支給額 - 退職所得控除額 - 300万円)
 - ※ 勤続年数5年以下の特定役員以外の対象者で、退職手当支給額 - 退職所得控除額 > 300万円
- ③ 市民税・県民税それぞれの税額を計算します。
 - ・税額 = 退職所得 × 税率（市民税 6%、県民税 4%）（百円未満切捨て）

7 計算例

設定：退職金支給額 1,781万8,500円、就職年月日 平成8年3月1日、退職年月日 令和8年3月31日

・対象者の勤続年数から、退職所得控除額を計算します。

勤続年数 31年（30年31日 1年未満切上げ）

控除額 80万円 + (70万円 × (31年 - 20年)) = 1,570万円

退職所得金額を計算します。

所得金額 (1,781万8,500円 - 1,570万円) ÷ 2 = 105万9,250円

≒ 105万9,000円（千円未満切捨て）

市民税・県民税それぞれの税額を計算します。

市民税額 105万9,000円 × 6% = 6万3,540円 ≒ 6万3,500円（百円未満切捨て）

県民税額 105万9,000円 × 4% = 4万2,360円 ≒ 4万2,300円（百円未満切捨て）

退職所得にかかる市・県民税額 10万5,800円

市民税額 6万3,500円 + 県民税額 4万2,300円

◎給与所得の特別徴収税額の納入について【広報D1000490】

1 納入方法

各納税義務者から徴収した月割税額の合計額を翌月の10日までに納入場所金融機関から納入書により納付するか、エルタックスで電子納税により納付してください。

（10日が金融機関の休業日の際は、翌営業日が納期限となります。）

2 送付した納入書について

- 納入書は3連式になっています。納入にあたっては、各項に所要事項を記入し、納入場所で納めてください。記入の際は、3票全てに同じ内容を記入してください。
- 納入書は、毎月1枚として12か月分12枚と予備3枚が綴られています。予備を除く納入書には、それぞれに月及び納期限が印字してありますので、必ず該当月の納入書を使用してください。
- 誤って違う月の納付書を使用したり、複数の月を合算して納入すると、適切に受領処理されない場合があります。書き誤り等があった時は、予備の納入書を御使用してください。その際は、**納入月と指定番号を忘れずに記入**してください。
- 記入の際は、次のことに御留意ください。
 - (1) 黒ペンで明瞭に記入してください。
 - (2) 納入金額は、該当欄のほか合計額も記入してください。
 - (3) 納入金額欄で該当がないものは、無記入または0と記入してください。「×」や斜線等は引かないでください。
 - (4) 金額の前に「¥」を付けなくてください。
 - (5) 年度途中で特別徴収税額が変更になる場合がありますので、事前に全ての納入書に金額を記入せず、納入する時点で特別徴収税額を確認して記入してください。

3 退職所得分がある場合の納入書の記入について

- (1) 退職等に係る一括徴収分は、月割額と合算して「給与分」の欄に記入してください。「退職所得分」には記入しないでください。
- (2) 退職所得に対する市・県民税額を納入する場合は、該当月の納入の「退職所得分」の欄に記入し納入してください。
- (3) 退職所得に対する市県民税を納入する場合は、表面の納入金額欄だけではなく、裏面の「納入申告書」にも必ず所要事項を記入してください。
- (4) 個人事業主の方は、金融機関で個人番号を取り扱うことができませんので、裏面の「納入申告書」には記入しないでください。【様式4】退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書に記入のうえ、市民税課に提出してください。

4 納期限までに納付がない場合

督促手数料は、1通につき150円がかかります。（督促状が発付された場合）

延滞金は納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、月割税額に定められた割合を乗じて計算します。

納入のお問い合わせ先：財政部納税課 収納管理班 019-613-8461

記載例

- 納付書は【納入者保管】【受付金融機関保管】【市保管】の三連式になっています。3票とも同様に記入してください。
 ○当市から送付した納入書を使用しない場合は、市区町村コード、指定番号を必ず記入してください。
 <盛岡市の市区町村コードは「032018」、指定番号は事業所ごとに盛岡市が指定した番号です。>

岩手県 盛岡市	個人市県民税 領収証	納税
市区町村コード 032018	決算年度賦課年度 88066	税目 6

岩手県 盛岡市	個人市県民税 納付書	納税
市区町村コード 032018	決算年度賦課年度 88066	税目 6

岩手県 盛岡市	個人市県民税 納入済通知書	納税
市区町村コード 032018	決算年度賦課年度 88066	税目 6

口座番号 02380-2-960089	加入者名 盛岡市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号 123456
納入金額欄	納入金額欄
納期限 令和 〇 年 〇 月 〇 日	特別徴収義務者 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目1-1 株式会社 〇〇〇〇 様
上記のとおり領収しました。	領収日付印

(納入者保管)

口座番号 02380-2-960089	加入者名 盛岡市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号 123456
納入金額欄	納入金額欄
納期限 令和 〇 年 〇 月 〇 日	特別徴収義務者 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目1-1 株式会社 〇〇〇〇 納
上記のとおり納入します。	領収日付印

(受付金融機関保管)

口座番号 02380-2-960089	加入者名 盛岡市会計管理者
令和 8 年 6 月分	指定番号 123456
納入金額欄	納入金額欄
納期限 令和 〇 年 〇 月 〇 日	特別徴収義務者 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目1-1 株式会社 〇〇〇〇 納
取りまとめ店所 〒980-8794 仙台貯金事務センター 上記のとおり通知します。 (取りまとめ店)	領収日付印

(市保管)

納入場所

(納入は、次の金融機関でお取扱いいたします。)

- 岩手銀行 (本店、各支店、各出張所)
- 東北銀行 (本店、各支店、各出張所)
- 北日本銀行 (本店、各支店、各出張所)
- 盛岡信用金庫 (本店、各支店)
- 東北労働金庫 (岩手県内の各支店)
- みずほ銀行 (本店、各支店、各出張所)
(一部取り扱いできない店舗があります)
- 七十七銀行盛岡支店
- 青森みちのく銀行 (盛岡支店、盛岡中央支店)
- 秋田銀行盛岡支店
- 岩手県信用農業協同組合連合会
- 岩手中央農業協同組合 (本所、各支所、各出張所)
- 新岩手農業協同組合 (本所、各支所)
- 東日本信用漁業協同組合連合会 (岩手県内の各支店)
- 盛岡市役所
(納税課、都南総合支所、各支所、玉山総合事務所、各出張所)
- ゆうちょ銀行 (各店舗) または郵便局※

※ 岩手県外から納入される場合などでも、全国のゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局を御利用いただけます。
 ※ 初回御利用の際には、10ページの「指定通知書」をゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に提出してください。前年と同じ店舗又は郵便局を引き続き利用される場合は、再度の提出は必要ありません。

記入注意事項

- 黒ペンで明瞭に御記入ください。
- 「給与分」欄には従業員の給与から徴収した月割額を記入してください。
- 退職等に係る一括徴収分は、月割額に合算し給与分の欄に記入してください
- 退職金や退職手当等に対する所得割額がある場合、「退職所得分」欄に金額を記入してください。
- 「退職所得分」欄に記入した場合、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」にも必要事項を必ず記入してください。
- 納入金額の前に「¥」をつけないでください。
- 該当がない欄は無記入または「0」と記入し、斜線や「×」等は書かないでください。
- 「給与分」欄から「督促手数料」欄まで該当する納入金額欄と合計額欄をもれなく記入してください。
- 確定申告等により特別徴収税額が変更になる場合があります。納入書の記入は納入時をお願いします。
- ※ 納入書の記入誤りがある場合は、予備の納入書を御使用してください。

各種お届出、納入は
10日まで
 お願いします



【異動届出書・特別徴収切替依頼書の記載例】

①退職等で未徴収税額の徴収方法を本人納付とする場合<普通徴収>

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
1	盛岡市長 あて 令和 8年 10月 5日提出	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ	電話 019-651-4111
2	フリガナ モリオカ タロウ	氏名 盛岡 太郎	生年月日 昭和60年 10月 23日	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア-イ)
3	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
4	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
5	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ

●未徴収税額を普通徴収とする理由を欄内から選び、該当する番号を枠内に記入して下さい。
●死亡により退職した場合の未徴収税額は、相続人の方が支払うこととなりますので、相続人の方について記入してください。(相続人の方が確定していない場合は、給与や退職手当を受け取る方を記入してください。)

(ア)特別徴収税額:特別徴収税額通知書に記載された年税額を記入します。
(イ)徴収済額:徴収した月と税額を記入します。
(ウ)未徴収税額:徴収していない月と(ア)から(イ)を差し引いた金額を記入します。

②退職等で未徴収税額の徴収方法を一括徴収とする場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
1	盛岡市長 あて 令和 8年 10月 5日提出	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ	電話 019-651-4111
2	フリガナ モリオカ タロウ	氏名 盛岡 太郎	生年月日 昭和60年 10月 23日	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア-イ)
3	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
4	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
5	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ

●一括徴収分を納入する月を必ず記入してください。
●翌年1月1日以後に異動(新勤務先での特別徴収継続は除く。)する方で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。該当する理由番号も記入してください。

1. 異動が令和8年12月31日までに、一括徴収の申出があったため
2. 令和 8年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため
3. 死亡による退職であるため

④入社等により新たに特別徴収へ切り替える場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
1	盛岡市長 あて 令和 8年 9月 5日提出	所在地 〒020-0023 盛岡市内丸12番3号	特別徴収義務者 指定番号 300001	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ	電話 019-651-4111
2	フリガナ モリオカ タロウ	氏名 盛岡 太郎	生年月日 昭和60年 10月 23日	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア-イ)
3	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-0023 盛岡市内丸12番3号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
4	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-0023 盛岡市内丸12番3号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
5	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-0023 盛岡市内丸12番3号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ

納税義務者に納税通知書が送付されている場合に、
(ア) 納税通知書税額… 納税通知書に記載された年税額を記入します。
(イ) 納付済額… 納付済の期と納付済の税額を記入します。
(ウ) 未徴収税額… (ア)から(イ)を差し引いた金額を記入します。

③転勤・転職等で未徴収税額を引続き特別徴収事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
1	盛岡市長 あて 令和 8年 10月 5日提出	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ	電話 019-651-4111
2	フリガナ モリオカ タロウ	氏名 盛岡 太郎	生年月日 昭和60年 10月 23日	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア-イ)
3	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
4	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ
5	特別徴収義務者の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	フリガナ カブシキガイシャ ウチマルショウジ	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 指定番号 300001	所属 総務課	氏名 内丸 はなこ

●新たな勤務先に「特別徴収義務者指定番号」「連絡先電話番号」「担当者氏名」を必ず確認の上記入してください。
●新たな勤務先の特別徴収指定番号が不明の場合は空欄)
●また、次回徴収分以降の月割税額と徴収開始月(徴収終了月の翌月)をお伝えください。
注)新たな勤務先と引継ぎができない場合は、「退職」として①の記載例の届出をしてください。
(①の記載例を参照)
本人が引続き「特別徴収」を希望する場合は、新しい勤務先で特別徴収の切替手続をするようお伝えください。

「3.確認事項」を参考に、特別徴収を開始する月と、その月の納税額を記入します。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
1	岩手県	所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指 定 番 号					
	盛岡市長 あて		担 連 当 絡 者 先	所 属				
	令和 年 月 日提出			氏 名				
				電 話		内線 ()		
2	フリガナ	新姓 ()	(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収
	氏 名		特別徴収税額	徴収済額	未徴収税額	年 日 日		税 額 を 徴 収 申 出
	生 年 日 日	年 月 日						

様式は 盛岡市公式ホームページ より

給与所得者異動届出書【広報ID 1014797】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

氏名又は名称	絡先	電 話	内線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
--------	----	-----	--------	-----------------------	--

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
		月 日	円	

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため (相続人氏名 住所 電話番号)	※盛岡市記入欄	事務連絡 電話 文書 不要 イメージのみ	年度	入力	点検	
		年度	入力	点検	受付		

【提出先】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 財政部市民税課 市民税第一係 (提出は、郵送又は、窓口までお願いします。電子メール、FAXでは受付できません。)
 複数の場合は、この届出書を複写して使用していただくか、盛岡市公式ウェブサイト「https://www.city.morioka.iwate.jp/」内から「ID 1014797」を検索しダウンロードして使用してください。

特別徴収への切替依頼書

様式 2

1	盛岡市長あて	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										連絡者			
	年 月 日 提出		フリガナ											所属			
			名称 または 氏名											氏名			
			代表者 氏名											電話番号			
特別徴収義務者 指定番号			法人番号														

フリガナ		異動	令和 年 月 日	(ア)
------	--	----	----------	-----

様式は 盛岡市公式ホームページ より

給与所得者異動届出書【広報ID 1014797】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

3 確 認 事 項	書類到達日・通知書発送日の対応表		<p>※注1</p> <p>当市では、特別徴収税額の事前連絡は行っておりません。 特別徴収開始月については、変更通知書発送予定日を御確認のうえ記載いただくようお願いいたします。 特別徴収開始月が空欄で提出された場合、又は変更通知書発送予定日前に納期限が到来する月が記載されている場合は、全て通知書発送予定日の属する月の翌月から特別徴収開始として処理いたしますので御了承ください。</p>	特別徴収用納入書送付		<p>※</p> <p>盛岡市記入欄</p>																			
	切替依頼書提出締切日			特別徴収変更通知書発送予定日			要・不要																		
	令和	8年 5月11日まで到着分		令和	8年 6月10日発送予定		※地方税納入サービス等を利用している場合は不要を○で囲んでください。																		
		8年 6月10日まで到着分			8年 7月10日発送予定		備 考																		
		8年 7月10日まで到着分			8年 8月12日発送予定																				
		8年 8月10日まで到着分			8年 9月10日発送予定																				
		8年 9月10日まで到着分			8年10月13日発送予定																				
		8年10月13日まで到着分			8年11月12日発送予定																				
		8年11月10日まで到着分			8年12月10日発送予定																				
		8年12月10日まで到着分			9年 1月13日発送予定																				
9年 1月12日まで到着分		9年 2月12日発送予定																							
9年 2月 1日まで到着分	9年 3月12日発送予定																								
9年 2月 2日以降到着分	特別徴収に変更できません				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月～</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受付</td> <td style="text-align: center;">入力</td> <td style="text-align: center;">点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納入書</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">要・不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡等</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		月		円		月～		円	受付	入力	点検		納入書	要・不要			連絡等			
	月		円																						
	月～		円																						
受付	入力	点検																							
納入書	要・不要																								
連絡等																									

【提出先】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 財政部市民課 市民税第一係 (提出は、郵送又は、窓口までお願いします。電子メールでは受付できません。)
 複数の場合は、この切替依頼書を複写して使用していただくか、盛岡市公式ウェブサイト「<https://www.city.morioka.iwate.jp/>」検索に「ID 1014796」を入力しダウンロードして使用してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

様式 3

盛岡市長 あて	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										連絡者	
		フリガナ											所属	
年 月 日 提出		名称 または 氏名											氏名	
特別徴収義務者 指定番号		代表者 氏名											電話番号	
		法人番号												

変更理由 <small>当てはまる理由すべてに○を付けてください</small>	1 所在地変更 2 名称変更 3 送付先の設定・変更 4 個人事業から法人化 5 個人事業主の変更 6 統合・合併・分割 7 その他 ()
※ 変更理由が4～6に該当する場合は、別途「給与所得者異動届出」の提出が必要となる場合があります。	

様式は 盛岡市公式ホームページ より

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 【広報ID 1014795】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

電話番号	電話番号		
個人事業は記入不要	法人番号		

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 盛岡市 事業所指定番号		フリガナ										
			※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	名 称									
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 盛岡市 事業所指定番号		電話番号										
			※新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。	法 人 番 号									
指 定 番 号	指 定 番 号												

※ 盛岡市記入欄

資料入力
点検

【提出先】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 財政部市民税課 市民税第一係（提出は、郵送又は、窓口までお願いします。電子メール、FAXでは受付できません。）
 複数の場合は、この届出書を複写して使用していただくか、盛岡市公式ウェブサイト「<https://www.city.morioka.iwate.jp/>」内から「ID 1014795」を検索しダウンロードして使用してください。

退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主の場合)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

様式 4

退職所得にかかる市民税・県民税納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主以外の場合)

盛岡市長あて 令和 年 月 日 提出	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										連絡者	
		フリガナ											所属	
		名称 または 氏名											氏名	
		代表者 氏名											電話番号	() -
特別徴収義務者 指定番号	法人番号または 個人番号													

令和	納	退職手当	納	報告	人
<p>様式は 盛岡市公式ホームページ より</p> <p>退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書</p> <p>【広報ID 1014791】 をダウンロードのうえ、御利用下さい。</p>					
	盛岡市		年 月	円	市民税 円
					県民税 円
					合 計 円
	盛岡市		年 月	円	市民税 円
					県民税 円
					合 計 円
	盛岡市		年 月	円	市民税 円
					県民税 円
					合 計 円

1 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は、提出の際に「個人番号の記入」と併せて「個人番号が確認できる証明書類」及び「身元確認書類」が必要です。

2 上記に該当し郵送により提出する場合は、各書類の写しを必ず添付してください。

【提出先】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市 財政部市民税課 市民税第一係 (提出は、郵送又は、窓口までお願いします。電子メール、FAXでは受付できません。)

複数の場合は、この届出書を複写して使用していただくか、盛岡市公式ウェブサイト「<https://www.city.morioka.iwate.jp/>」内から「ID 1014791」を検索しダウンロードして使用してください。

**給与所得の特別徴収の税額に関するお問い合わせ・
特別徴収の各種手続きに関するお問い合わせは**

財政部 市民税課 市民税第一係

電話 019-613-8496(直通)

**給与所得の特別徴収の納入に関するお問合わせ・
御相談は**

財政部 納税課 換価諸税班

電話 019-613-8466(直通)

特別徴収の納入書の記入・還付に関するお問い合わせは

財政部 納税課 収納管理班

電話 019-613-8461(直通)

電子納税が便利です

全国すべての都道府県・市区町村に対し、個人住民税の電子納税がエルタックスでできます。

詳しくは、エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> を御確認ください。

○ エルタックスお問合わせ窓口

電話番号 0570-081-459 受付日時 月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 9:00～17:00

切り
取り
線

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長 様

盛岡市長

(公印省略)

指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
盛岡市の市民税・県民税特別徴収の取扱店（局）に指定しました
ので通知いたします。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 口座番号 | 02380-2-960089 |
| 2 加入者の名称 | 盛岡市会計管理者 |
| 3 取りまとめ局所 | 仙台貯金事務センター |